庁　達　第　４　号

令和８年　１１月　２日

各 部 課 か い 長　　殿

坂出市長　　有 福　哲 二

令和９年度予算編成方針について

令和９年度の予算編成については、次の方針によることとしたので通知する。

記

Ⅰ　国および地方の財政状況

内閣府が公表した９月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復している。」としつつ、先行きについては「雇用・所得環境の改善や各種施策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」と指摘している。

他方、我が国の財政状況は、急速な高齢化を背景とする社会保障関係費の増加や、世界的な物価高騰への対応、昨今の金利の急激な上昇に伴う利払費の増加等もあり、財政状況は大幅に悪化しており極めて厳しい状況にある。さらには、税収不足を補うため、国債を発行してきた結果、国および地方の長期債務残高が令和８年度末の見込みで１，３４４兆円、ＧＤＰの２倍程度まで累増しており、国の一般会計は、政策の自由度が低下し、次世代に負担を先送りする構造となっている。

このような中、国においては、日本経済の再生を図るべく「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」（令和８年７月２１日閣議決定）を策定し、本方針において、「責任ある積極財政」の考え方の下、「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」

をバランスよく同時に実現することにより、国民への責任を果たしていくとともに、補正予算依存からの脱却など、予算編成の抜本的な見直しの方向性を定め、令和９年度を「責任ある積極財政元年」と位置付けることとしている。また、令和９年度予算の概算要求においては、当該基本方針等に基づき、危機管理投資・成長投資をはじめ、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を実施できるよう、新たに『「強く豊かな日本」投資枠』を創設するとともに、補正予算依存から脱却し恒常的な施策を当初予算に計上するため、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

一方、地方財政については、社会保障関係費や人件費の増加、物価上昇等が見込まれる中、「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」等を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。また、国における経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換に対応しつつ、経済・物価動向等を的確に反映することとしており、自治体業務の構造改革を目指したＡＩの利活用とガバナンスの促進、マイナンバーカードの利活用拡大等による住民の利便性向上、デジタル人材の確保、デジタル実装の全国展開などによる自治体ＡＸ（ＡＩトランスフォーメーション）／ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の更なる推進および地方団体の財政マネジメント強化が求められているところである。

Ⅱ　本市の財政状況

本市においては、これまで独自の行財政改革を積極的に推進することにより生み出された財源を活用し、市民福祉の充実、教育・文化の向上、特別会計等への財政支援などを行うとともに、重要施策への集中的な取組を行ってきた。しかしながら、それら事業に伴う公債費負担も大きく、経常収支比率や実質公債費比率等を押し上げ、その後において一定の改善は見られるものの、依然、本市の財政状況は予断を許さない状況が続いている。

一般会計の財政収支の現状は、令和８年度当初予算では、約９億９千万円の財政

調整基金を取り崩し、ようやく収支の均衡を図っているところである。直近の令和７年度決算では、主に市税収入の増加などにより、実質収支が前年度より約３億８千万円増の４億８千万円程度、実質収支比率は３．２６％へと改善したものの、県内他市と比較すると低い水準となっている。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により令和７年度決算に基づく財務指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率）を算定した結果、実質公債費比率は７．９％、将来負担比率は７３．０％であり、将来負担比率については、前年度に比べ改善したものの、県内他市と比較しても、依然としてワースト１位となっており、更なる財政運営の健全化に取り組む必要がある。

さらに、今後の本市財政を概観するため、普通会計における令和８年度から１２年度までの中期財政収支見通し（別紙参照）を試算したところ、今後５年間の合計で約４８億円の財源不足額が見込まれている。また、実質公債費比率の見通しについては、令和１２年度で１２．８％となっており、地方債の発行に国の許可が必要な起債許可団体に指定される基準である１８％は下回る見込みであるが、今後予定される大型の投資的事業に係る借入金の増加や、昨今の著しい金利上昇に伴う公債費の増加等により、指標の更なる悪化が懸念される。

一方、本市においては、企業誘致や民間設備投資の促進に伴う、固定資産税をはじめとする税収増や雇用創出を見据えた取組みに注力している最中であり、これらの施策が、各種財政指標を算定するうえでの、いわゆる分母の構成要素の一つである標準税収入額を押し上げることにより、健全財政の堅持に資すると捉えている。

今後、本市の最重要施策として位置付けている中心市街地活性化公民連携事業を軸とした「新しい坂出」に向けての歩みを確かなものとしていくための財源確保をはじめ、学校再編整備、火葬場の整備といった大型事業の実施に加え、新庁舎建設工事や学校給食センター整備に伴う元利償還金の高止まりの継続、さらには公共施設の老朽化対策等、喫緊の課題が山積している中において、国・県補助金の積極的な活用や限られた経営資源の効率的・効果的な活用など、最大限の財源確保が必至となる。

こうした状況において編成する令和９年度予算は、市税については、引き続き昨今の賃上げ等による個人市民税への影響等、全体を通じて堅調に推移する見通しではあるものの、人口減少や、社会経済情勢の目まぐるしい変化の最中にあることは変わりないことから、一般財源の確保に一層留意していく必要がある。一方、歳出においては、少子・超高齢社会への対応などの市民福祉の充実をはじめとして、累増する社会保障関係費への適切な措置、物価高騰への対応やＤＸの推進、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策、さらには子育て世代に選ばれるまちづくりや安全安心のまちづくりに向けた施策への重点配分、公共施設等の老朽化対策、特別会計への財政支援等、多額の一般財源を必要とする事務事業が山積しており、困難な社会課題に直面する中にあっても、最重要施策の確実な遂行に向け、厳しい現実に真正面から向き合い、未来を切り拓いていくための予算編成となる。

Ⅲ　令和９年度予算編成の基本方針

（Ａ）　基本的事項

全職員は、本市の財政状況を再認識し、歳出予算の要求に当たっては、「第７次坂出市行財政改革大綱」に基づき、聖域なくすべての経費について徹底した見直しを行うとともに、ＤＸの進展などによる社会全体の変革に伴い、全ての事業の見直しを行うなど、「最少の経費で最大の効果」を挙げるため、これまで以上に施策の選択と集中を図ること。さらに、民間が持つ技術や資金を最大限生かすため公民連携に積極的に取り組むとともに、個々の事務事業について実施の意義や効果を検証し、事業の廃止・見直しを検討するなど、行財政運営の簡素効率化と財政構造の健全化に全力で取り組むこと。

また、国の予算編成および地方財政対策の動向を注視する等、予算に関する的確な情報収集に当たること。

（１）　「新しい坂出」を形づくるうえで、まちの価値を高め、将来にわたって選ばれ続ける都市へと歩みを進めるための施策については、可能な限り予算に反映することとするが、その際にも、持続可能な財政構造の確立に向けた要求とすること。

（２）　「第７次坂出市行財政改革大綱」に示されている項目について、全職員が積極的に取り組むとともに、実施計画における数値目標等の達成状況に留意しながら、実施可能な事項については、適宜、新年度予算に反映させること。

（３）　人件費・扶助費・公債費の義務的経費、光熱水費等の準義務的経費および投資的・政策的経費を除く経常的経費は、物価動向等に適切に対応しながらも、一般財源ベースで令和８年度当初予算額を下回るよう努めること。

（４）　投資的経費の要求については、特に、国・県の予算編成の動向に留意するとともに、事業の緊急性、優先順位、投資効果等を十分に検討し、真に市民生活の質の向上、地域の活性化に資する事業に限定すること。

なお、起債はその元利償還である公債費が、とりわけ昨今の著しい金利上昇を背景として、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすことを念頭に置き、起債の充当率や事業の適債性については、事前に財務課と協議するとともに、時限措置に留意しながら後年度に地方交付税措置のある有利な起債を最大限活用し、地方交付税措置のない起債の発行については抑制に努めること。

（５）　災害関連経費、義務的経費以外の経費については、原則として補正に応じられないので、予算要求に当たっては遺漏のないよう留意すること。

（Ｂ）　歳入予算について

歳入予算はすべての支出の基であるので、市有財産の有効活用など、全力を挙げて積極的な財源の確保に努めるとともに、少額であっても予算計上すること。また、負担の公平性の観点から、「坂出市債権管理マニュアル」に基づく債権徴収を徹底し、徴収計画の目標達成に努めること。

（１）　国・県支出金については、新規・既存の事業を問わず、それぞれの分野において補助制度の内容を熟知し、過大・過少見積りや制度の見落としがないよう注意すること。

特に、地域未来交付金については、補助制度等を的確に把握し、積極的に活用を検討すること。また、その他の補助金等についても、関係省庁のみならず幅広く情報収集に努め、確保・活用可能な補助金等を計上すること。

国・県支出金が廃止・減額となる事務事業については、行政サービスのあり方を見直すこととし、原則として市費への振替は認めない。また、国・県補助事業の市費継ぎ足しが発生しないよう努めること。

（２）　市税については、物価高騰の影響などによる今後の経済情勢の推移や税制改正の動向を十分に把握するとともに、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理の実施等、従前にも増して税負担の公平確保に努めること。

（３）　負担金および使用料・手数料については、施設利用者または特定の者のために行う事務について、その受益者から適正な負担を徴するための制度である。住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、社会経済情勢や物価高騰等も踏まえ、適宜見直しを行い、その適正化に努めること。

（４）　市有財産については、財産の現況を的確に把握し、公共施設における広告掲載などによる広告収入や既存の公共施設におけるネーミングライツの導入、事業残地などの遊休資産の貸付、メルカリＳｈｏｐｓを活用した不用物品の売却など、各部局が経営的視点を持って、新たな収入の確保に努めること。また、売却可能な財産については、市広報やホームページ等を活用し、積極的に売却するなど適正な処分を進めること。特に、旧土地開発公社（平成２５年度解散）より移管された土地について、それぞれ所管する課においては、土地の適正な維持管理はもちろんのこと、売却を含めた今後の利用・活用方法について、引き続き検討を進めること。

（５）　ふるさと納税制度については、地場産業の発展や自主財源の確保につながるものであり、職員提案における様々な視点からの提案も踏まえ、各分野において返礼品となりうる埋もれた地場産品を発掘するとともに、新規事業の構築に当たっては、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの積極的な活用などにより財源確保に努めること。

（Ｃ）　歳出予算について

昨年度は、査定前の段階において一般財源ベースで約４３億円の歳出超過であった。今年度も、例年通り大幅な歳出超過となると見込んでおり、何ら改善・変化を

伴わない予算要求を連綿として続けることは断じて容認されない。歳出予算については、昨今の物価高騰に関して、その影響を踏まえた官公需における価格転嫁の推進など、物価動向等を適切に反映しながらも、各部局において、職員一人ひとりがより一層コスト意識を持ち、あらゆる経費の節約に不断の取組を行い、事務事業の簡素合理化を図り、歳出総額の抑制に努めること。

（１）　人件費については、会計年度任用職員制度の趣旨を十分に考慮した予算要求とすること。また、会計年度任用職員の配置については、事務事業の状況のみならず、当該所属の組織体制等を踏まえた総合的な判断が必要であることから、要求に当たっては、事前に職員課と協議すること。

時間外勤務については、各種の事務事業を計画的・効率的に行い基本的には時間内に処理すること。やむを得ず時間内に処理できないときは、全庁的な働き方改革の推進も念頭に置き、課内・部内で応援体制を図る等、時間外勤務の抑制に努めるとともに、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの実現に努めること。また、時間外勤務の常態化の改善のため、生成ＡＩ（人工知能）・ＲＰＡ（業務自動化）の活用、ＢＰＲ（業務改革）の手法等による内部事務の効率化を検討・推進すること。

さらに、令和９年１月４日から実施される窓口対応時間の短縮の趣旨に鑑み、職員の負担軽減を図るとともに、確保できた時間を課題の検討や業務の効率化・改善に充て、市民サービスの向上、ひいては人件費を含めた経費の縮減につなげること。

（２）　負担金、補助金および交付金については、令和７年度予算編成より、補助金等の一部見直しを行っており、財政構造の健全化の観点から、各部局においても引き続き減額等を視野に入れた見直しを行うとともに、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を十分に精査・検証のうえ、積極的に整理合理化に努めること。

また、補助金等交付団体については、経営の効率化および自立を促進する観点から、対象団体の財務内容、補助金の必要性を十分に把握するとともに、多額の繰越金等を有している団体等については、補助金等の減額を検討する

など、従来からの慣行・慣習にとらわれずに見直しを行うこと。

さらに、団体等への加盟に係る年会費や負担金については、公費負担の合理性および必要性を検証し、形式的なものについては脱会すること。

（３）　投資的・政策的経費の新規事業については、スクラップアンドビルドを念頭に、優先順位を明確にし、事業の取捨選択を図りながら、事業効果などを見極め、十分に比較、検討すること。また、予算配分については、中心市街地活性化公民連携事業や公共施設の更新・統合・長寿命化に向けての財源確保をはじめ、引き続き子育て世代に選ばれるまちづくりや安全安心のまちづくり関連事業に多額の財源を要することから、その他の事業については、事業内容を精査するとともに、選択と集中を旨として予算要求に当たること。

（４）　公共施設等の管理については、坂出市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するよう努めているところである。

また、公共施設等総合管理計画の推進については、本計画の意義や方向性を全庁的な共通認識とし、具体的な対応方針を定める個別施設計画等を策定しており、今後増大が見込まれる公共施設の老朽化対策経費について、財政負担の最小化と施設保有効果の最大化に取り組むとともに、脱炭素化についても検討を進めること。

Ⅳ　特別会計・企業会計について

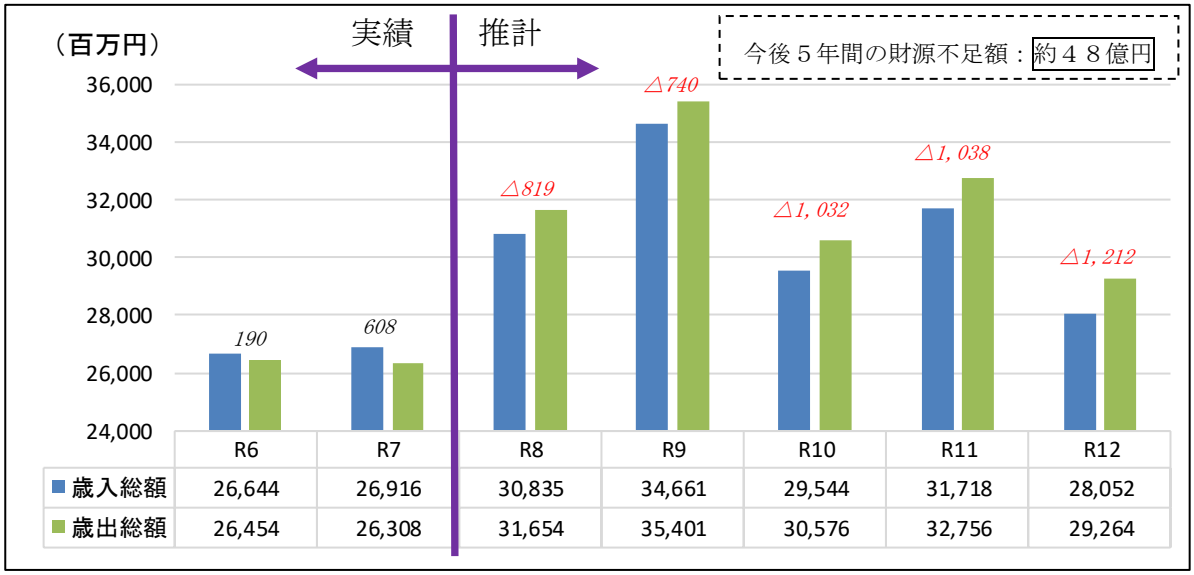
一般会計と同様の基本方針で臨むことはもちろん、組織の簡素合理化、定員管理・給与の適正化、民間委託の推進、適切な建設投資の実施等による効率的な経営の推進を図ること。

また、安易に一般会計に財政依存することのないよう、一層の自助努力により独立採算を基本とした企業的経営に徹すること。

別　紙

中期財政収支見通し（令和８年度～令和１２年度）

１．歳入歳出の推移

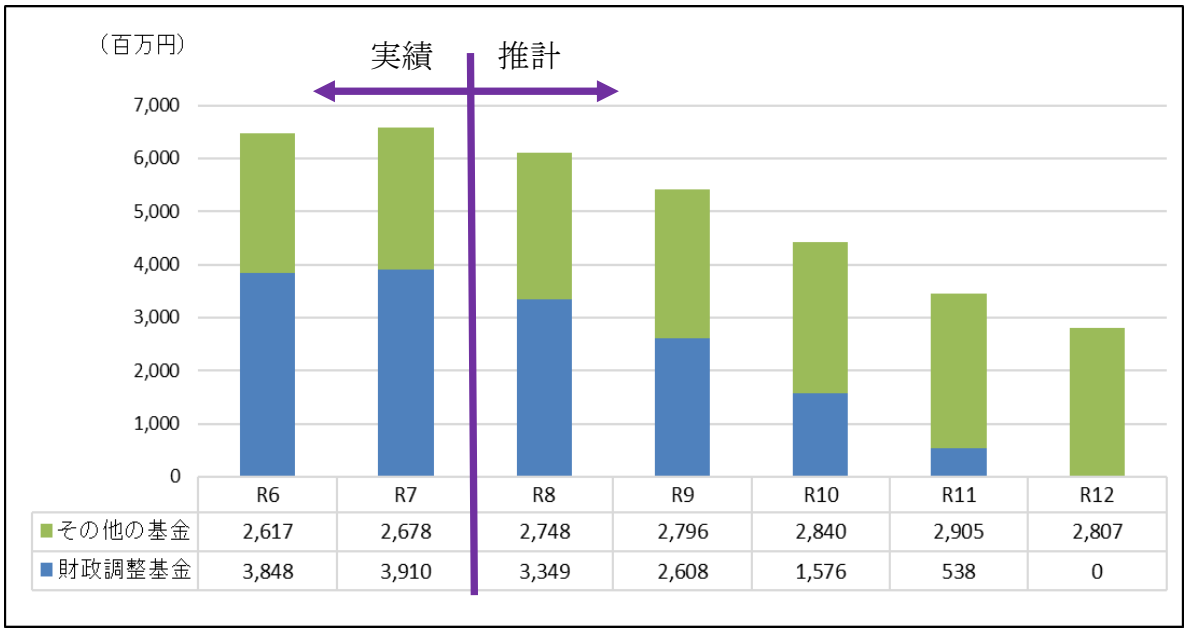


	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳入総額	26,644	26,916	30,835	34,661	29,544	31,718	28,052
歳出総額	26,454	26,308	31,654	35,401	30,576	32,756	29,264

※収支不足に伴う財政調整基金からの繰入を行わない場合。

※棒グラフ上部の数字は、当該年度における歳入歳出差引額（＝財源不足額）を表す。

２．基金残高の推移



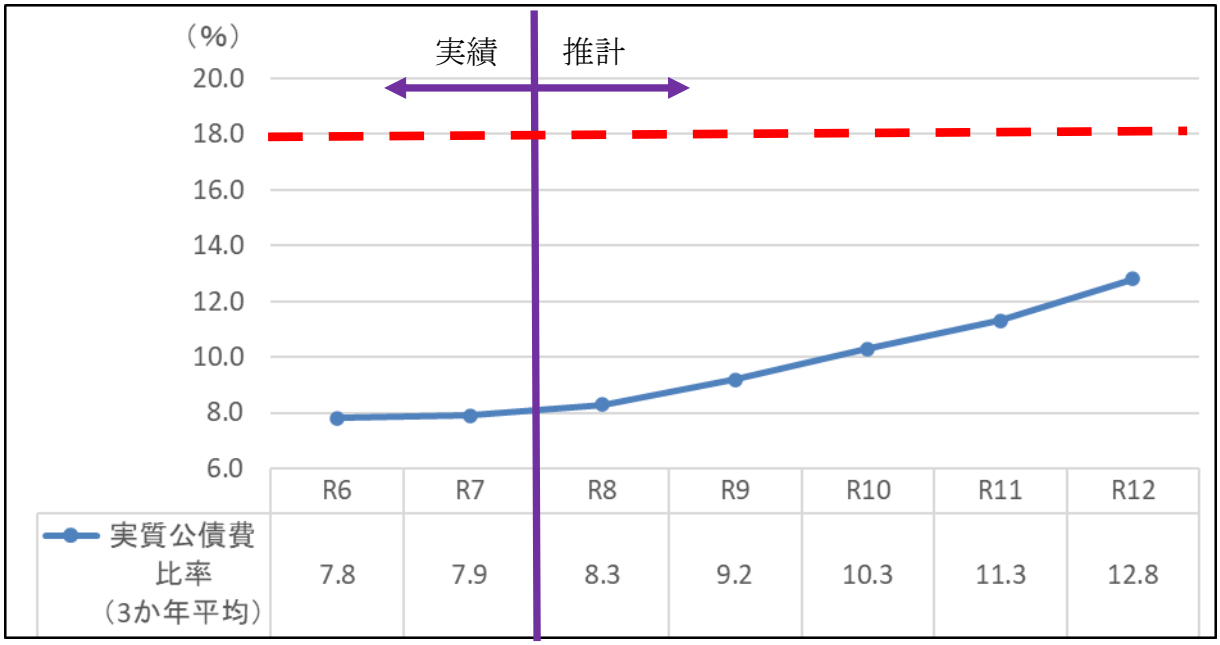
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
その他の基金	2,617	2,678	2,748	2,796	2,840	2,905	2,807
財政調整基金	3,848	3,910	3,349	2,608	1,576	538	0

※R8 以降の収支不足額について、財政調整基金から繰入した場合。

※R12 は財政調整基金を取り崩してもなお、財源不足が生じる見込となっている。

別　紙

３．実質公債費比率の推移



	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実質公債費比率（3か年平均）	7.8	7.9	8.3	9.2	10.3	11.3	12.8

※実質公債費比率が 18%を超えると、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となる「起債許可団体」に指定される。